

# 古代の刻書砥石、刻書権衡の基礎的考察

高 島 英 之

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 日本古代の刻書砥石

2. 日本古代の刻書権衡

おわりに

## —— 要 旨 ——

本県ではかつて上信越自動車道の建設に先立って発掘調査された高崎市の黒熊中西遺跡から「元慶四年」と刻書された砥石が出土し、共伴して出土した土器の年代決定に重要な手掛かりを与える資料として注目された。当時、古代の砥石に文字が刻書された事例は、管見の限り、他には高崎市の日高遺跡からの出土事例1点のみであったが、最近では、宮城県仙台市、千葉県船橋市、神奈川県茅ヶ崎市などの遺跡から古代の刻書砥石の出土事例が報じられるようになり、本県出土の2例の刻書砥石が、必ずしも例外的且つ特異な事例ではないということが判明した。

また、類似の資料として、古代の石製権衡に文字が刻書されたものが関東地方から九州地方にかけて出土している。それらの中には、権衡から砥石に転用された後に文字が記されたものが存在することも明らかになった。

筆者は約30年前、高崎市黒熊中西遺跡出土の刻書砥石について論じたが、上述の通り、その後、古代刻書砥石の出土例が僅かに増加したことや、砥石に転用されることが少なくない権衡にも文字が記されたものが存在することにも着目し、現時点における刻書砥石、刻書権衡を集成・検討し、古代の砥石や権衡に文字が記されたことの背景や、その意義について考察した。

## キーワード

対象時代 古代

対象地域 日本列島

研究対象 刻書砥石、刻書権衡

## はじめに

わが国の考古学界において、刻書とは、一般的に器物に籠や釘のような鋭利な道具を用いて文字を刻みつける行為のことを言っている。また、そのようにされた遺物のことを指して言う場合もあり、「籠書」、「釘書」、「針書」、「線刻」などと称されることもある。石碑や石造物などへの文字の記入は、言うまでもなく、その行為自体は文字通りの「刻書」に他ならない訳であるが、堅牢な石材に文字を記録して、記載内容を後世に遺すことを目的とした記録材としての石碑は、文字を記すことが自明のことであるからか、一般的には、文字が刻書された遺物と言った場合には木片、土器や瓦のことを指す場合が多い。石碑や、文字が記された石造物(塔婆や石仏、墓石など)は、一般的には、刻書遺物の範疇には入れないことが多い<sup>(1)</sup>。

他に、古代の石製品への刻書資料には、紡輪や砥石、権衡などもある。土器や瓦に刻書する場合には、焼成前の、粘土が乾燥し、固定する前の段階で記入されたものと、焼成後に硬質の道具を用いて器面に傷を付けるようにして記入されたものとがあり、特に前者を「籠書」、後者を「釘書」などと称することもある。前者の場合は、文字の記入は土器や瓦の生産段階に限られるが、後者の場合は生産段階・消費先の段階いずれにおいても、記入することは想定可能である。土器・瓦塼等の焼成前に刻書されたものと、焼成後に刻書されたものと、文字記入の段階は全く異なっているのが一般的であり、本来、両者は峻別して考える必要がある。しかしながら、少數ながらも、同じ遺跡から出土した土器群の中で、明らかに土器の生産段階で刻書された文字と、土器の消費先で墨書きされた文字とが共通するような事例も存在している。このような事例においては、土器や瓦塼の消費地から生産元に対して、生産段階において特定文字を刻書記入することを発注したとしか考えられない。そのようなケースも存在しているので、焼成前の刻書は、墨書きされたものや土器・瓦塼の焼成後に刻書されたものと、完全に分離して考えることも出来ないのである<sup>(2)</sup>。

今回、ここで採りあげる文字資料は、わが国の8~10世紀の遺跡から出土した、砥石に文字が記されたものと、権衡に文字が記されたものである。現在のところ、古代の砥石に文字が記されたもの、古代の権衡に文字が記されたもの、いずれも鋭利な硬質の道具によって文字が刻みつけられたもののみである。また、文字が記された古代の権衡は、いずれも石製か土製のものに限られている。よって、小稿では、刻書砥石、刻書権衡の語を用いることにする。

申すまでもなく、砥石と権衡とは用途も機能も全く異なる。今までの古代の刻書砥石の実例の中には、元々は砥石であったものを権衡に転用した例は存在していない。しかしながら、古代の石製権衡の類例には、しばし

ば権衡としての機能を終えた後に、砥石に転用されるものも散見されるため、今回、刻書砥石を検討するに当たって、併せて、刻書権衡についても検討の対象とした。

本県では、かつて、高崎市吉井町の黒熊中西遺跡から「元慶四年」と記された刻書砥石が出土し、其伴遺物、とくに其伴して出土した土器の年代決定に重要な手掛かりを与えるものとして注目された(群馬県埋文事業団1992・1994)。当時、古代の砥石に文字が刻書されたものの類例としては、他に、本県高崎市日高町の日高遺跡出土の事例しかなかったのであるが(高崎市教委1982)、最近では、宮城県仙台市太白区鍛冶屋敷A遺跡(仙台市教委2018)、千葉県船橋市印内台遺跡(船橋市遺跡調査会1996)、神奈川県茅ヶ崎市前ノ田遺跡(篠アーチ・フィールドワークシステム2022)などから古代の刻書砥石の出土し、古代の刻書砥石の出土事例は、管見の限り、全国で表1・図1-1~5の5例となった。このことは、本県高崎市出土の古代の刻書砥石2例が、必ずしも例外的且つ特異な資料ではないことを示すと言えよう。

また、古代の石製権衡に文字が刻書された事例も、数量的にはごく少量ではあるが、関東地方から九州地方にかけて、管見の限り表1・図1-6~15の10例が出土している。石製権衡には、往々にして、砥石の破損後に権衡に造り直された事例が散見され(吉村1995、福田1996、神谷・笛澤2008)、文字が記された古代の石製権衡の中にも、破損後或いは使用済みの砥石を権衡に造り直したもののが存在している(表1・図1-11)。故に、古代の刻書砥石について検討する際には、文字が記された古代の権衡についても、一応、視野に入れた上で考える必要があろう。

以前、私は、高崎市黒熊中西遺跡出土の刻書砥石について論じたことがあるが(高島2000)、先述したように、その後、ごく僅かではあるものの、刻書砥石の出土例の増加もあり、改めて刻書砥石と言う全国でも希少な古代の出土文字資料について改めて検討することにしたい。

また、併せて、砥石に転用されることも少なくない石製権衡に、文字が記されたものについても集成・検討し、古代の砥石や石製権衡に文字が記されたことの背景や意義について考えてみたい。

## 1. 日本古代の刻書砥石

先述したように、現時点において、わが国古代の刻書砥石の出土事例は、表1・図1に示した通り、管見の限り、これまでに5例ほどある(表1・図1-1~5)。現在までのところ、出土地域は東日本に限られており、中でも関東地方からの出土事例が4点を占めているが、全国の出土例が僅か5点に過ぎないので、出土地域の偏りが遺物の特質を示しているとは言い難い。

石材も、大きさも形状も、また、文字記入の部位や文

字数、文字内容についてもまちまちである。また、砥石としての本来的な機能や研磨したであろう鉄製品ないし鉄製品製作、鉄生産等に関わるような文字が記されている例は1点もない。

各資料出土遺跡には、官衙や寺院に近接した遺跡もあるが、およそまちまちで、例えば官衙附属工房など特定の性格を有する遺跡から集中的に出土している訳ではない。

出土遺構は、5点のうちの4点が竪穴建物である。竪穴建物の床面直上から出土した宮城県仙台市鍛治屋敷A遺跡出土の資料(表1・図1-1、仙台市教委2018)、群馬県高崎市日高遺跡出土の資料(表1・図1-2、高崎市教委1982)、群馬県高崎市黒熊中西遺跡出土の資料(表1・図1-3、群馬県埋文事業団2012・2014)は、それぞれの資料が出土した竪穴建物に伴う遺物と考えて良い。神奈川県茅ヶ崎市前ノ田遺跡出土の資料(表1・図1-5、㈱アーク・フィールドワークシステム2022)が出土したのは不整形の竪穴建物状遺構で、床面が平坦に整形されており、土坑の一種とは見做し難い。断面の形状は竪穴建物のそれに良く類似しているものの、平面形態は竪穴建物のように隅丸方形状ないし隅丸長方形状を呈しておらず、遺構の用途・機能は不明である。なお、刻書砥石は埋土中から出土している。

古代の刻書砥石の出土例5点の内、表1・図1-1・3・4の3点が置砥、表1・図1-2・5の2点が提砥である。  
**(1)宮城県仙台市鍛治屋敷A遺跡出土刻書砥石**(表1・図1-1)

**遺跡・出土遺構** 宮城県仙台市鍛治屋敷A遺跡は古代の集落遺跡である(仙台市教委2018、以下、同報告書の記述に拠る)。仙台市南部に当たる太白区富沢地区の名取川下流左岸に位置し、標高は14~18mである。南縁を名取川、北縁を廣瀬側に囲まれた沖積地である郡山低地に立地し、北東約2.5kmには、7世紀中葉~8世紀初頭における初期陸奥國府の遺跡と考えられている仙台郡山遺跡が所在している。

刻書砥石は9世紀代と考えられる竪穴建物の中央から南東側に寄った地点の床面直上から出土した。出土した竪穴建物に伴う遺物と考えられる。

**形状と文字記載状況** 長さ15cm、幅3.8~5cm四方の四角柱状で、4面とも非常によく使いこまれた状態であるが、大きさや、穿孔が無いことから置砥と考えられる。ただし、面ならしが丁寧に行われていた形跡は見出せない。石材は凝灰岩である。

上下端はほぼ欠損なく、原形を留めているものと考えられる。4面のうちの1面は特に甚だしく研磨され、表面は凹状に窪んでいる。この面には文字は検出されない。他の3面には文字が遺っている。報告書の記述に従って、最も多くの文字が遺っている面をI面とし、その右側の

面をII面、さらにその右側の面をIII面と仮称する。II・III面における文字の刻書状況を観察すると刻書がきわめて浅く、文字を刻書した後にも研磨に利用されたことが判明し、文字の刻書と鉄製品等の研磨とが繰り返し行われていた状況が判明する。

**I面記載の文字** I面では、砥石の上端から約3.5cm下の位置から文字が記され、下端部際の部分にまで文字が記されている。

中央部及びその左隣行に記された文字は、「謹んで申し請ふ稻の事、合わせて……」と読み、公式令に規定された上申文書の書式に則した稻の請求文書の事書きの部分と考えられる。「謹解」と「申請」文字の間に約1文字分の空きがあり、左隣行に記された「合」の文字が、右隣行の「謹解」よりもやや段を下げて記されていることから、砥石の面と言う限られた範囲に記されているにも拘わらず、公式令に規定された書式に厳密に則していることがわかる。左隣行に記された「合」の文字の下には申請するべき稻の数量が記載されていたものと考えられるが、摩耗しており、判読は困難である。「謹解」の文字の上、同行に3文字分「□下□」と、また「謹解 申請稻事」の文字の右隣の行に「□[解カ] 有有 有」と「解」の文字及び「有」の文字の列記が為されていることや、II・III面において、文字が記された後に鉄製品などの研磨が為されていた様子が看取されること、II面にも「有」の文字が見えるなどを勘案すれば、本面の刻書は稻申請解文の事書きの部分も含め、全体的に習書と考えるのが妥当と考えられる(三上2018)。

**II面記載の文字** 砥石の上端部に近い位置から「大田部」の文字が記載されている。大田部は、東国から陸奥・出羽両国にかけて分布が確認出来る古代氏族名である(三上2018)。大田部の「部」の文字の右下半分に重なるように大田部の文字よりもやや大きく「有」の文字が記されており、II面の文字についても習書と考えられる(三上2018)。

**III面記載の文字** 砥石の上端部寄りの位置に4行に亘る文字の記載が確認出来る。

中央上位に「井」と記され、その両側に「上野□[野カ]」「上□□」「上[ ]」などの文字が記されている。「上」の文字が繰り返し記された様子が伺え、II面と同様、文字記載後に鉄製品等の研磨が為され、文字が摩滅していることから、「上野」という文字を習書したものと考えられる(三上2018)。なお、「上野」の語は上野国の国名、あるいは上野氏の氏族名と考えらえる。

「井」は井戸の「井」の文字であるのか、魔除けの記号である「#」であるのか、判別しがたい(三上2018)。

仮に、祭祀記号の「#」が記されたとしても、本資料に記された文字が習書であることは搖るぎなく、祭祀的な目的で記入されたとは考え難いように思われる。

表1 古代の刻書砥石・刻書権衡集成

番号	遺跡名	出土遺構	形状	法量	材質	篆文	時期	備考	
								□下□ 読解 合□□	□(解か) 有有 申請稿事
1	宮城県仙台市 鍛冶屋 敷A遺跡	II区S11号穴式建物	四角柱状。上端角及び下端、及び文字が記されてない。IV面は著しく摩耗し、凹面状を呈している。	長さ15.0cm×幅4.4cm×厚さ3.8~5.0cm×重さ356.1g	凝灰岩	I面 II面 III面	8世紀後半 9世紀	一面ではほぼ全面に、II・III面では上端部に偏つて記されている。彫りはぎわめて浅く、なお、刻書後も研磨に使用されており、文字の刻書と研磨が繰り返されたものと見られる。置紙。	一面ではほぼ全面に、上端部に刻書されている。刻書後に研磨使用された痕跡はない。提紙。
2	群馬県高崎市 日高遺 跡	11号竪穴建物	扁平な直方体状。各面ともかなり便へ込まれ、摩耗が甚しい。	長さ4.8cm×幅4.4cm×厚さ2.4cm	凝灰岩	I面(広面) I面(広面)	8世紀後半 880年	一面のほぼ中央、上部に刻書される。彫りは比較的浅く、IV面は言い難い。刻書後に砥石として研磨使用された痕跡は伺えない。置紙。	一面のほぼ中央、上端部で研磨使用された痕跡は同えない。提紙。
3	群馬県高崎市 黒熊中 西遺跡	10号竪穴建物	扁平な直方体状。各面ともかなり便へ込まれ、薄くなっている。	長さ14.1cm×幅4.6cm×厚さ1.3cm×重さ150.4g	流紋岩	右側面 I面(広面)右 I面(広面)左	元慶四年二月 8世紀中葉	一面のほぼ中央、上部に刻書される。彫りは比較的浅く、IV面は言い難い。刻書後に砥石として研磨使用された痕跡は伺えない。置紙。	一面のほぼ中央、上部に刻書される。彫りは比較的浅く、IV面は言い難い。刻書後に砥石として研磨使用された痕跡は伺えない。置紙。
4	千葉県船橋市 印内台 遺跡	17次闇室12号竪穴建 物	立方体状。下端欠損。	長さ9.8cm×幅2.8cm×重さ90.0g	泥岩	右側面 I面(広面)右 I面(広面)左	8世紀中葉	幅広の面に行き、その側面に行の文字が記されている。刻書後に砥石として研磨使用された痕跡は伺えない。置紙。	幅広の面に行き、その側面に行の文字が記されている。刻書後に砥石として研磨使用された痕跡は伺えない。置紙。
5	神奈川県茅ヶ崎市 前 ノ田遺跡	6号竪穴建物伏遺構	扁平な直方体状。上端部に穿孔。下約1/2を欠失。4面を研磨に施用。広い面(1・3面)とも摩耗が甚しく、側面(2・4面)は薄く突き出た逆台形状を呈している。	長さ4.8cm×幅3.0cm×厚さ1.4cm×重さ51.3g	変質流紋岩	2面(側面)大木カ 3面(側面)木太カ 4面(側面)奉カ(秦カ) 木太カ 木太カ 木太カ	10世紀前葉～中葉	文字は全面に記されている。刻書後に砥石として研磨使用された痕跡は伺えない。被熱。提紙。	文字は全面に記されている。刻書後に砥石として研磨使用された痕跡は伺えない。被熱。提紙。
6	群馬県高崎市 剣崎稻 荷塚	12号竪穴建物	上端部に穿孔。六角錐状。	長さ5.8cm×幅3.2cm×重さ75.6g	滑石質蛇紋岩	1面 2面	9世紀第4四半期	側面6面の内、2面に刻書。	側面6面の内、2面に刻書。
7	群馬県高崎市 熊野堂 遺跡	97号竪穴建物	上端部に穿孔。やや扁平な鏡頭四角錐状。	長さ5.3cm×幅4.0cm×重さ32.0g	流紋岩	底面	10世紀前葉	底面に刻書。	底面に刻書。
8	群馬県前橋市 二之宮 宮下田遺跡	包含層	上端部に穿孔。扁平な鏡頭四角錐状。	長さ4.5cm×幅3.6cm×重さ41.6g	流紋岩	1面(広面) 2面(広面)	8世紀	表裏面に刻書。	表裏面に刻書。
9	群馬県高崎市 上栗須 寺前遺跡	102号竪穴建物	上端部に穿孔。広面は菱形状。	長さ5.4cm×幅4.3cm×重さ37.0g	滑石質蛇紋岩	1面(広面) 2面(広面)	9世紀	表裏面に刻書。	表裏面に刻書。
10	埼玉県滑川町 大沼遺 跡	2号竪穴式遺構	上端部に穿孔。扁平な鏡頭四角錐状。	長さ4.7cm×幅3.6cm×重さ46.8g	凝灰岩	1面(広面) 2面(広面)	8世紀中葉	表裏面に刻書。	表裏面に刻書。
11	埼玉県滑川町 大沼遺 跡	2号竪穴建物	上端部に穿孔。薄い不整正方体状。	長さ5.7cm×幅3.6cm×重さ71.2g	凝灰岩	1面(広面) 2面(広面) 側面	8世紀中葉	表裏面に刻書。	表裏面に刻書。
12	富山県富山市 上新保 遺跡	II区S192号竪穴建物	上端部に穿孔。鏡頭四角錐状	長さ4.8cm×幅2.9~3.6cm	石製	底面	9世紀前葉	下端部欠損、摩耗。	下端部欠損、摩耗。
13	福島県大野城市 仲島 遺跡	井戸SE03	上端部に穿孔。鏡頭四角錐状。	長さ4.15cm×幅2.25cm×重さ21.3g	石製	1面 2面 3面 4面 底面	8世紀中葉～後半	各面に刻書。	各面に刻書。
14	福島県郡上市 柿原野 周辺	D地区3号掘立柱建物	上端部に穿孔。薄い直方体状。後部はすべて背面取りされている。	長さ5.4cm×幅4.4cm×重さ2.0cm×重さ86g	瓦製	1面 上	8世紀	表面に倒位	表面に倒位
15	大分県日田市 11号 遺跡	12号竪穴式遺構	周辺ヒット群 隅柱穴(柱立柱)周辺 柱立柱	長さ3.0cm×幅2.4cm×重さ2.1cm×重さ29g	頁岩	1面 豐馬(倒位)	8世紀第4四半期後半 半～第2四半期前半	表面に倒位	表面に倒位

文獻1 仙台市教育委員会編『宮沢歴跡・宮沢遺跡・川前遺跡ほか』、2018

2 高崎市教育委員会編『日高遺跡(NY)』、1982

3 勝群馬県里蔵文化財調査事業団編『黒熊中西遺跡(2)』、1994

4 船橋市遺跡調査会編印内台遺跡第17次調査報告書、1996

5 メーカーク・フィールドワークシステム編『前ノ田遺跡第5次調査発掘調査報告書』、2022

6 高崎市遺跡調査会編『御嶽留宿家遺跡』、1998

7 刈谷市馬場里蔵文化財調査事業団編『二之宮下東遺跡』、1997

8 勝群馬県里蔵文化財調査事業団編『熊野堂遺跡(2)』、1994

9 勝群馬県里蔵文化財調査事業団編『上栗須前遺跡』、1996

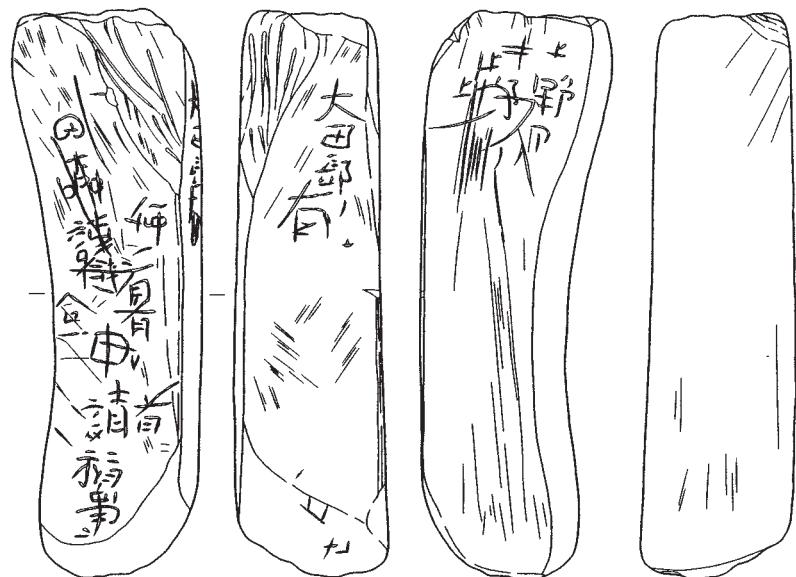
10・11 勝群馬県里蔵文化財調査事業団編『滑川大沼遺跡』、1993

12 山武考古学研究所編『富山市上新保滑川遺跡発掘調査報告書』、2000

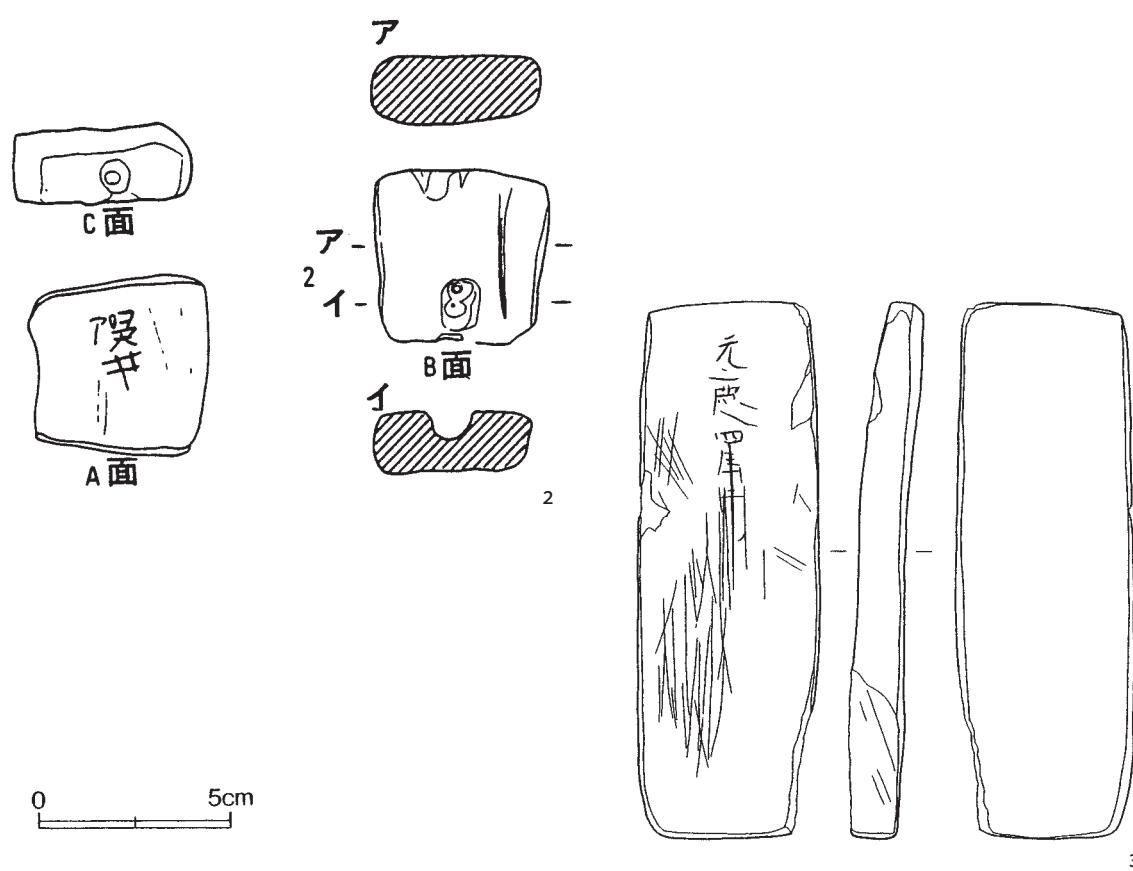
13 大野城市教育委員会編『中島遺跡V』、1986

14 柿原野田遺跡調査会編『柿原野田遺跡』、1976

15 大分県教育委員会編『日田市高瀬遺跡群の調査3 上野第1遺跡』、2001



1

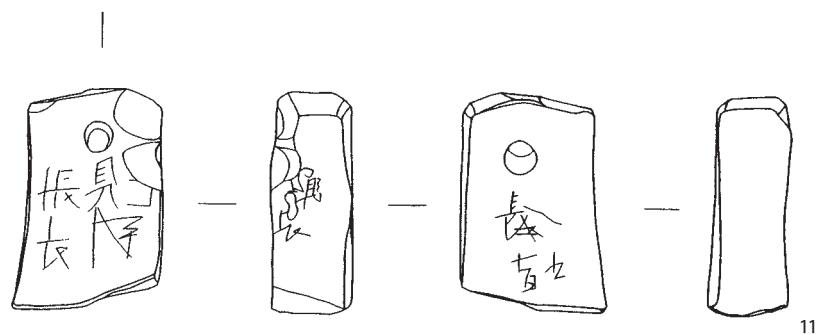
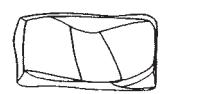


0 5cm

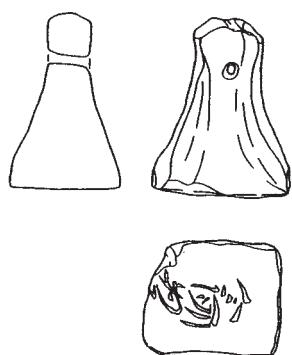
図 1-1 古代の刻書砥石、刻書權衡集成(1)



図1-2 古代の刻書砥石、刻書權衡集成(2)



11



12



14

13



A



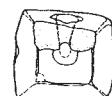
B



C



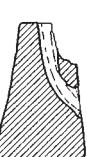
D



I



I



15

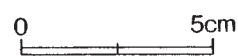


図 1-3 古代の刻書砥石、刻書權衡集成(3)

**概要** 本資料では、砥石として使用された4面のうちの3面に文字が刻書されており、そのうちの1面には稻申請解文の事書の部分が記されているが、文字が記されたI～III面とも習書と考えられる。当該資料出土遺跡の発掘調査報告書(仙台市教委2018、三上2018)においても、習書との見解が示されており、全面的に賛同したい。

I～III面に記されている文字は、いずれも砥石の機能とは直接関わらない内容の文字であるが、何故、砥石のような、文字を記しにくい、また、文字を書く範囲も極めて限定された道具に敢えて文字を習書したのか、理解に苦しむところではある。

報告書では三上喜孝氏が、稻申請解文の事書が習書されている点から見て、砥石を使用して金属製品の研磨を行った鍛冶職人のような工人たちの間でも解文の書式に関する知識が広まっていたことを想定している(三上2018)。私は、そのように考えるよりは、寧ろ、事務官である下級官人が、木簡や紙の文書に記された文字を削って書き直すために常時使用していた刀子を研磨するために使用していた砥石であり、稻の申請文書と言う古代の地方社会において、実例が最も多かったであろう解文の書式を、刀子を使って習書したものと考えるのが穩当であるように思われる。

なお、平城京左京二条二坊五坪二条大路濠状遺構から

- ・岡本宅謹 申請酒五升 右為水葱撰雇女
- ・等給料 天平八年七月廿五日 六人部諸人

256×(24)×011

と記された、酒の支給を申請した木簡が出土した(奈文研1991)。また、同じ遺構からは、「岡本宅謹申請酒五升右為水葱□雇女□給料天平八年七月廿□日」と、木簡に記されている文言と同じ文言を含んだ文字が列記された墨書土器が併せて出土した(奈文研1991)。先の酒の支給を申請する木簡を記す際に、不要になった土器を利用して木簡に記す文言を習書したものと考えられ、宮都においてさえ、申請文書の習書が紙木以外の書記材を使用して為されることもごく一般的に行われていたことを示す好例である。実際、文書・典籍・記録等の一部が、木片や土器片に習書された例は、枚挙に暇がない(佐藤1993・1997、新井2006)。

周知のように「刀筆の吏」の言葉の通り、古代社会において刀子は紙や木簡に誤記した文字を削って修正したり、使用済みの木簡を削り直して再利用するために必要な、書記官必須のツールであった。その刀子を研ぐための砥石もまた、書記官達が座右に置いて頻繁に使用する道具であった。砥石への解文の刻書は、工人によって為されたものではなく、官人によるものと想定するならば、砥石に解文の書式の一部が習書されている点が、より整合的に解釈出来るようと思われる。

## (2)群馬県高崎市日高遺跡出土刻書砥石(表1・図1-2)

**遺跡・出土遺構** 群馬県高崎市日高遺跡は、群馬県中央部の平野部に立地する弥生時代～古代の集落・水田遺跡で、1989(平成元)年には国の史跡に指定された。

榛名山東南麓に広がる相馬ヶ原扇状地南端部に位置し、浅間山を噴出源とする火山灰層に覆われ、弥生時代の集落が良好な状態で検出され、扇状地端の谷部からは水田が、谷の西側の微高地からは方形周溝墓、土坑墓、壺棺からなる墓域が、さらに東側の微高地では居住域が検出された。居住域は環濠集落を形成している。生産域(水田)、居住域、墓域など当時の村落の構成要素が近接して検出され、当時の暮らしを総合的に知りうる重要な遺跡と評価されている。

古代の集落は、前橋・高崎の台地を侵食して流れる染谷川によって形成された微高地状の数条の自然堤防上位形成されている。標高は95m前後である。上野国府推定地の真南約3kmに位置し、古代上野国中枢地域の一角に含まれる集落と位置付けることが出来る。

刻書砥石は1981年に高崎市教育委員会によって行われた発掘調査で検出された8世紀後半頃のものと考えられる11号竪穴建物の床面直上から出土した(高崎市教委1982)。なお、この遺構からは、床面直上から2点の砥石が出土しているが、もう1点の砥石には文字の記載はなく、刻書砥石の出土は1点のみである。

**形状と文字記載状況** 長さ4.8cm、幅4.4cm、厚さ2.4cmの扁平な直方体状を呈し、一方の端面(C面)から一方の広い面(B面)の端部にかけて穿孔されている。官人等が刀子・筆と共に常時携行していた提砥と考えられる。

2つの広い面(A・B両面)の表面には鉄製品等を研磨した際の縦方向の傷痕がいくつも残存し、砥石として使い込まれていた様子が伺える。端部に穿孔があり、提砥と考えられる。石材は凝灰岩である。

文字は、一方の広い面(A面)の端部中央に「保井」の文字が刻書されている。「井」は文字ではなく、祭祀記号の「#」である可能性が高いように思われる。

文字が記されている面も、砥石として相当使い込まれた様子が伺え、鉄製刀子等の研磨によって生じた縦方向の無数の刃創の上から、やや深く刻書されており、宮城県仙台市鍛冶屋敷A遺跡出土例のように、文字が記された後に研磨に利用された痕跡は見出せない。

**概要** 本資料が、わが国で初めて確認された古代の刻書砥石であるが、発掘調査報告書にも掲載されているものの、出土当時は殆ど関心を持たれなかった。後述する、群馬県高崎市黒熊中西遺跡出土の元慶4年銘刻書砥石が出土したことによって、当時は、刻書砥石の唯一の類例として、俄然、注目を浴びるようになったのであった。

なお、本資料に記された文字の意味は不明と言わざるを得ない。2文字目の「井」については、先述した仙台市鍛治屋敷A遺跡出土資料とは異なり、明らかに魔除けの記号である「#」であるように見受けられる。

文字が記された上から研磨に使用された痕跡は全く見出しが出来ず、少なくとも文字が記されているA面については、砥石としての機能を終えた後に文字が記入されたと見るよりほかはない。

記された文字の意味が不明であるので、文字記入の目的も明らかにはし難く、同一文字の重複や、文字が記されていないスペースが大きく、宮城県仙台市鍛治屋敷A遺跡出土の刻書砥石のような習書とは考えにくいと思われる。

その上に記された「俣」の文字との関連は不明ではあるが、祭祀に関わる記号である「#」が刻書されている点から見ても、砥石としての使用を終えた段階において、何らかの祭祀に使用された呪符・護符のようなものであったと考えるのが妥当なのではないだろうか。

### (3)群馬県高崎市黒熊中西遺跡出土刻書砥石(表1・図1-3)

本資料については、旧稿においてすでに検討を加えたところであるが(高島2000)、本稿ではその後に出土した刻書砥石の類例も含めて、刻書砥石の事例全てについて言及するので、概略について、一応、述べておくことにしたい。

**遺跡・出土遺構** 群馬県高崎市黒熊中西遺跡は、群馬県高崎市の南郊、藤岡市との市境に近い位置に所在している。上信国境に源を発し、北側の観音山丘陵と南側の多野山地との間を東流する鏑川右岸の上位段丘上の高標高部に立地しており、標高は170~200mである(群馬県埋文事業団1992・1994)。

本遺跡南方の丘陵一帯には奈良・平安時代の大窯跡が多数存在しており、この地方屈指の大窯業生産地帯であったことが判明している。また、鏑川右岸の上位段丘上の比較的広い平坦地を選んで、古墳時代後期~平安時代の大規模な集落がいくつも形成されている。とりわけ本遺跡と、本遺跡の直ぐ東隣に位置する黒熊八幡遺跡は、上位段丘よりもさらに高い地点に立地している。

本遺跡周辺地域の史料上の初見は『日本書紀』安閑2(532)年5月9日条の上毛国緑野屯倉の設置記事である<sup>(3)</sup>。

本遺跡の地は、律令制下には緑野郡の範囲内であったが、良く知られているように、『続日本紀』和銅4(711)年3月条に見えるように、甘楽郡、緑野郡、片岡郡から計6郷を割いて多胡郡が新設された<sup>(4)</sup>。本遺跡所在地周辺一帯は、元々は緑野郡武美郷、和銅4年の多胡郡設置後は多胡郡武美郷に当たるものと考えられる。

本遺跡の調査は、1989年から1991年にかけて群馬県埋

藏文化財調査事業団によって実施され、奈良・平安時代の寺院と集落が検出された。寺院を構成する堂宇と考えられる礎石建物群は、最も標高が高い丘陵頂部からその北東側に一段低くテラス状に造成された平坦部と西側の尾根の斜面を造成した平坦面にかけた一帯において検出されている。切土・盛土によって造成された平坦面上に建てられており、寺院造営に先立って大規模な整地が施された様子が看取出来る。さらに各建物を結ぶ通路、寺院造営や補修時に機能したと考えられる鍛冶遺構、工房、作業場などの遺構も検出されている。寺院の堂宇と考えられる基壇を有する礎石建物は、伴出遺物から見て10世紀前半頃に造営され、11世紀の前半頃までには廃絶したと考えられている。但し、基壇の下層からも寺院に伴うとみられる遺物が出土しているので、8・9世紀代の前身寺院が存在していた可能性が高い(群馬県埋文事業団1992・1994)。

本遺跡から検出された寺院は、平地からの比高差が約80m近くもある丘陵の頂部に立地しており、東西に延びる尾根上に堂宇が不規則的に配置されているところから見て、所謂「山寺」(山岳・山地寺院)の一形態と捉えられる。但し、人里離れた幽邃な山地に立地している訳ではなく、直ぐ近くに集落が展開しているところが一般的な意味における山岳寺院とはやや異なる印象を与える。調査区内の全域から8世紀後半~11世紀にかけての竪穴建物74棟が検出された。本遺跡内で最も広い平坦面である寺院北側の低い中尾根地区に集中している。竪穴建物の中で最も多いのは10世紀代のもので、本遺跡において検出された竪穴建物の圧倒的多数は寺院と併存していた時期に属するものである。本遺跡から検出された古代集落は、寺院と併存していたことに大きな特色があり、当該期の竪穴建物群については、常に寺院との関連を念頭に置いて考える必要がある<sup>(5)</sup>。

このように、本遺跡から検出された竪穴建物の多くは、寺院とほぼ同時期のものと考えられており、寺院施設や寺務就労者の居住地など寺院との密接な関連が想定出来るので、近接する集落の存在は「山寺」とする見方に何ら支障を來すものではない。古代の山寺の形態については未解明な点も多い上、山林修行者の道場となった深山幽谷に位置する寺院のイメージで捉えられがちではあるが、近年における史料上の研究でも、また、近年とみに増加した古代の山地寺院の調査事例によつても、「山寺」という概念で捉えられる寺院の中にも多様なパターンが存在していたことが次第に明らかになりつつある(時枝2012、上野川2018)。また、『日本靈異記』などの記述からも、山寺を管理する僧侶や優婆塞らが里人たちと密接な交流をしていた様子を窺い知ることが出来、古代の山寺は、必ずしも俗界から隔絶した孤高の存在に限るものではないことが判明している<sup>(6)</sup>。

**形状と文字記載状況** 刻書砥石は、調査対象地のほぼ中央、寺院の堂宇が検出された丘陵頂部よりも北側に一段下がった平坦面である中尾根地区北端寄りの最も低い位置に営まれた10号竪穴建物から出土した。竪穴建物が最も密集している部分に所在する竪穴建物で、刻書砥石は竪穴建物内東南隅に設けられた貯蔵穴南側の壁際、床面直上から出土した。

出土した刻書砥石は扁平な直方体状を呈している。仮に文字が刻書された面の文字記入方向を正位とすれば、右下方及び表面が若干欠損しており、中央よりやや端部寄りの部分にて2つに折れているもの、ほぼ原形を保っている。長さ14.1cm、幅4.6cm、厚さ1.3cm、重さ150.4g、材質は流紋岩、所謂砥沢石で、比較的大型である。

4面とも面取り加工が為された定型砥で、かなり使い込まれて薄くなってしまっており、各面には鉄製の刀子等を研磨した際に着けられたであろう縦及び斜め方向の刃創痕が無数に遺っており、刃部調整から細部調整に当てられていたと見られる。ただし、面は4面とも平坦かつ滑沢で、砥石によく見られるような凹みは見出せない。砥石面が平滑であり、絶えず面馴らしが行われていたことが窺え、丁寧な使用が為されていたと考えられることから、置砥と考えられる。

文字が記されている面を表面と仮定するならば、表面のほぼ中央、上端部付近から「元慶四年二[ ]」と記されている。元慶4年は西暦880年で、判読可能な部分の記載内容から、年月日が記されたものと考えられる。年月日記載の下にも何某かの文言が続いて刻書されていたであろうが、年月日記載以下の部分に記されていたであろう文字については、現状では推測不可能である。

なお、「二」以下の部分は、刃部調整時に付けられたとみられる縦方向及び穴目方向の細かい条痕にかかっていることや、表面の摩滅が甚だしく、解読することが不可能である。文字は、他の刻書砥石と同様、金属製のような鋭利な道具で刻み込まれたものと推測されるが、彫り込みは比較的浅く、余り鮮明とは言い難い。比較的端正な書体である。文字の大きさは不揃いで、正確に割り付けられた様子は窺えない。文字が刻まれている上にも若干擦痕が認められるが、余り顕著ではない。字画と擦痕との切り合い関係を仔細に観察すると、むしろ長軸方向の刃部調整痕や斜め方向の夥しい擦痕の上に文字が刻書されていることが判明し、その点が判読を困難にしているのである。

文字が刻書された後は、砥石としての使用は為されることはおらず、刻書は砥石としての利用が終了した後に為されたものと考えられる。

砥面中央に大きく文字が刻書されているので、群馬県高崎市日高遺跡出土刻書砥石の事例と同様、習書とは考えにくいくらいに思われる。もし、仮に、刻書後にも砥石

として使用されていたならば、当然の事乍ら、文字は直ぐに摩滅してしまうので、習書ではないとすれば、刻書の意味が無いと考えらえる。

**概要** 本資料が有する大きな特色は、

1. 年月・・・・・と言う記載であること
  2. かなり使い込んだ砥石を、砥石としての用途が放棄された後に文字が刻書されていること
- の2点に集約出来る。

本資料以外に年紀が記された刻書砥石の類例は、現在のところ皆無である。

本資料の記載内容が「年・月・・・」であることから見れば、年紀が記された刻書紡輪が類似例となろう。

2022年8月末段階までに出土が把握できた年号が記された刻書紡輪は、僅かに5点に過ぎない。

年代順に、

- ・佐賀県小城市丁永遺跡出土「丁亥年」=持統元年・687年
- ・東京都日野市落川遺跡出土資料「和銅七年」=714年
- ・埼玉県川越市仲遺跡出土資料「大同元年」=806年
- ・群馬県太田市間之原遺跡出土資料「天長七年」=830年
- ・埼玉県上里町若宮遺跡出土資料「天安二年」=858年)

がある(高島2014)。

出土遺跡の分布も、それらが出土した遺構も、また、そこに記された年号も、各資料でまちまちであり、7世紀後半から9世紀中葉までの170年間に及んでいる。それらは、集落の中における何らかの祭祀・儀礼等の行為にかかわるものと考えられるが、出土状況から見れば、祭祀や儀礼等の行為に使用されたことが明確に判明するような例は、現在までのところ見あらない。

刻書紡輪全般について、遺構や、共伴遺物から導き出された年代は、8世紀後半から9世紀代にかけてのものが圧倒的多数であり、中心は9世紀代と考えられる。年号が記された刻書紡輪は、現在までのところ僅か5点のみとは言え、7世紀後半(687年)や8世紀前半(714年)という、刻書紡輪全般から見れば、あまり見られない時期のものが含まれている点に特異性を見出すことが出来る。また、年月日が記された刻書紡輪では、記された年月日個々については、各資料が出土した地域における特定の政治的・軍事的な事件、あるいは記録に遺るような大きな災異の存在等は全く確認出来ない。災異に結びつけて考えるよりは、寧ろ、村落内における通常の呪術・祭祀・信仰に関わる何らかの儀礼・行事を執り行った日付と考えた方が良い様に思われる。

墨書・刻書土器でも、祭祀等を執り行った日付が明記されている資料が、房総半島の印旛郡周辺地域でとくに多く出土する甕型の多文字墨書土器に見られるが、墨書・刻書土器全体に占める割合は極めて僅少である。年

月日が記された刻書紡錘車の僅少さも同様に考えるべきであろう(高島2012)。

刻書紡輪の分布自体が、地域ごとの出土量の多寡こそ有れ、北海道中南部から南西諸島に至る日本列島の各地からほぼ満遍なく出土している墨書・刻書土器と比べて極めて限定されるため、刻書紡輪では年月日が記されたものの僅少さが、一見、より際だって見えるが、両者は共通するコンセプトのもとに記された文字資料として考えることが出来よう。また、そのことによって、墨書・刻書紡錘車の祭具としての用途・機能を、より明確に位置付けることが出来ることになる。

また、これは墨書・刻書土器における年月日記載資料の類例についても言えることであるが、年月日を記すという行為自体、記した人物が、律令国家が定めた時間軸の中における現在位置を明確に理解し、認識しているということを示していることに他ならない(高島2012)。

地方官衙への領暦・書写の実態や、あるいは末端の官衙にもたらされた暦から知り得る時間軸の民衆社会への浸透など、国家による時間の支配が、末端にどのように、いかなる形で浸透していたのかと言うことを具体的に示す画期的な資料でもあると位置付けることが出来る。

現在までの当該資料の僅少さからみるならば、国家が定めた時間軸の概念を知り得た人物があつてはじめて、呪術・祭祀・信仰等の場において紡錘車に文字を記入する行為の中に、年月日の記載という行為が取り入れられ、その浸透度は高くなかったと言わざるを得ない。

先述したように、本資料は相当使用し、摩耗した砥石である上、中央・上端から大きく刻書されており、砥石としての用途が放棄された後に刻書されているところに特色があるわけである。文字が刻書された後にその面を砥石として研磨に使用してしまったならば、習書でない限りは、当然、文字を刻書したことの意味は消失しまう訳である。

仮に本資料を何らかの祭祀に関わるものとして想定するならば、「元慶四年二・・・」の文字を使用済みの砥石に記入したところに何らかの祭祀の意味が存在するのではないだろうか。なお、その意味するところについては、現時点においては明らかにし難いところであるが、刻書紡輪においても、すべてが相当使用された紡輪に文字が記入されており、新品の紡輪に文字が刻書されたような類例は皆無であり、また、近年の諸研究によって祭祀に関わるものであることが明らかになった集落遺跡出土の墨書土器についても、日常什器として最も一般的なものである食器、しかも新品の物ではなく使用痕跡を有するものに文字が記された例が殆どである点から考えならば、同様に捉えることが可能であろう。

今一つ、本資料が祭祀に関わるものであるとする前提の上に推論するならば、本資料は、記された年紀・日付

から然程の時間を経ないうちに廃棄されたと考えられるのではないだろうか。

祭祀に使用されたものであり、そこに記されているのは祭祀が執り行われた日付であると仮定すれば、祭祀後、長きに亘って竪穴建物内に伝存することは考えにくいようと思われる。本資料が、竪穴建物内の、壁際の床面直上から出土しているところから見れば、廃絶後間もない竪穴建物故地である窪みに廃棄されたか、あるいは竪穴建物そのものの廃棄時に床面に置かれたまま廃棄されたという様な、廃棄時の形態を示している可能性が高いと考えられる。本資料に記された「元慶四年二・・・」の年紀は、出土した竪穴建物の廃絶年代のいかなり近似すると見て妥当であり、床面直上や埋土下層から出土した他の遺物の年代をかなり正確に示していると言って良く、搬出遺物の年代観測に際して極めて有効な資料と位置付けることが可能であろう。

#### (4) 千葉県船橋市印内台遺跡出土刻書砥石(表1・図1-4)

**遺跡・出土遺構** 千葉県船橋市印内台遺跡群は千葉県船橋市の南西部、西側の葛飾川と東側の大刀洗川によって開拓された海側に張り出す舌状台地上及び斜面に立地し、ほぼ、標高15~18mの台地全体に広がりを見せる旧石器時代~中世の東西約700m、南北約1300m、面積約687500m<sup>2</sup>に及ぶ広大な遺跡で、主体となるのは古墳時代後期~平安時代の集落である(船橋市遺跡調査会1996)。

下総国葛飾郡栗原郷の一角に比定されており、千葉県市川市国府台に所在する下総国府から東へ約6.5kmに位置している。遺跡地の南側には海岸線に沿って東海道駅路が通っていたと推定され、水陸交通の要地に立地している。1980年代初頭から約40年にわたって約80地点において発掘調査が行われており、7世紀前葉から9世紀代に至る時期の竪穴建物の検出事例は約600棟にのぼる。他にも掘立柱建物、説製品工房、道路跡等の遺構が検出されている。刻書砥石以外にも習書と考えらるる漆紙文書や、約600点近い墨書土器など、豊富な古代文字資料が出土している他、卜骨、円面硯、銙帶具、畿内産土師器、和同開珎など古代における注目すべき遺物が数多く出土している。

刻書砥石は、1994年度に実施された第17次調査において検出された、8世紀中葉頃のものと考えられる12号竪穴建物の埋土中から出土した。この17次調査では、7世紀後半から9世紀後半に亘る掘立柱建物2棟、竪穴建物22棟などが検出された。

**形状と文字記載状況** 砥石の形態は、6面全てが加工された立方体状を呈している。長さ9.8cm、幅2.8cm、重さ90.0gで、石材は泥岩である(船橋市遺跡調査会1996)。文字が記された幅広の面を仮に正面とし、文字記入の方向を正位と見れば、文字は正面及び右側面に刻書されて

いる。以下の記述では、左側面を1面、正面を2面と仮称する。

幅広の裏面は、石材を割り出しただけの加工で、面は整形されておらず、当然、砥石としても使用された痕跡は全くない。上下両端の切り方も余り丁寧ではない。砥石として使用された痕跡が顕著で、斜め方向及び横方向の研磨痕や刃創痕が遺っているのは、文字が記されている正面及び右側面と、文字が記入されていない左側面である。

文字は2面では、中央に線刻された縦方向の刻線を挟んで2行に亘って、1面では1行のみが記入されている。2面の中央に上下両端に亘って線刻され、文字の記載を2行にほぼ等分に別つ刻線は、位置や状況から見て、砥石としての研磨に伴って付いた刃創痕ではなく、文書の堀線を意識して、文字記入に際して意識的に線刻されたものと考えられる。1面の中央からやや下の位置に「□〔館カ・館カ〕司 □」の3文字分が、2面右側の中央から下に向かって「合五人 大田」、2面左側の上から「鳥 取ア 丈ア 八田ア 大田」と刻書されている。鳥取部、丈部、八田部、大田(部)の部姓の氏族名が列挙され(平川2017)、門榜のような歴名木簡の書式に類似している。

**概要** 本資料は、宮城県仙台市鍛冶屋敷A遺跡出土刻書砥石のような文字刻書後における砥石としての使用痕跡は確認することが出来ず、文字刻書後には、砥石としては使用されないままに廃棄されたものと考えられる。その点においては、群馬県高崎市日高遺跡出土刻書砥石や同黒熊中西遺跡出土刻書砥石の類例との共通性が看取出来る。

部姓の氏族名が列挙されている理由は不明であるが、報告書では、文字刻書後には砥石としての使用が確認出来ないため、群馬県高崎市黒熊中西遺跡出土刻書砥石と同様、何らかの祭祀に際して使用され、祭祀に関わった氏族名が列記されているのではないかと指摘している(船橋市遺跡調査会2016)。

「大田(部)」の氏族名が記されている点は、宮城県仙台市鍛冶屋敷A遺跡出土刻書砥石の記載内容に通じる。

先述した通り、大田部氏は坂東地域から陸奥・出羽両国にかけて分布が認められる氏族であるので、東国の一角である下総国葛飾郡に所在した地から大田部氏の氏族名が記された資料が出土することは極めて自然なことと言えようが、現時点においては、全国的に出土事例が極めて僅少な古代の刻書砥石の類例2点に共通して記されている点は、今後も注意しておく必要があろう。

本資料については、先述した通り、文字刻書後に砥石としての使用が為されていない点を重視するならば、一見すると習書とは考え難いように思われなくもない。しかしながら、砥石を廃棄する直前に、砥石としての利用

をこれ以上しないことを前提に、習書に用い、その後に廃棄された可能性も全く否定出来るものでもない。また、そのように考えた場合、今後、砥石としての利用が不可能な程に石材が摩耗し切ってしまっている訳ではなく、まだまだ砥石として利用する積りであれば、利用の継続が可能なくらいの大きさを保っているところに、疑問を感じない訳ではない。

群馬県高崎市日高遺跡出土事例や同黒熊中西遺跡出土事例のように、記載された文字数が僅少であるならば、習書である可能性はほぼ考え難いように思われるが、本資料は、特定面への刻書とは言え、文字数が多く、しかもその面においては文字の記載は全域に及んでいる点を勘案するならば、寧ろ習書と考えるのが自然ではないだろうか。

歴名簡、あるいは歴名簿の内容や書式を習書したものと考えたい。

#### (5) 神奈川県茅ヶ崎市前ノ田遺跡出土刻書砥石(表1・図1-5)

**遺跡・出土遺構** 神奈川県茅ヶ崎市前ノ田遺跡は、古墳時代後期から平安時代に至る集落を主体とする遺跡である。神奈川県の中央部を南流する相模川下流の左岸に位置し、砂丘斜面部から砂丘間凹地に立地し、標高は7.7~8.0m前後である。2019年までに6次に亘る調査が行われた。古代には相模國高座郡大庭郷の一角に当たるものと考えられている。北側に隣接する居村B遺跡からは9世紀以降の水田が検出されており、放生に関わる木簡や貞觀の年紀が記された木簡など6点の古代木簡が出土したことで注目を浴びている(神奈川地域史研究会1989、茅ヶ崎市教育委員会2014他)。

刻書砥石が出土した第5次調査は、2018年に民間の発掘調査会社によって実施され、古墳時代後期~平安時代の集落と中世の竪穴状遺構、土坑、井戸などが検出された(㈱アーク・フィールドワークシステム2022)。

刻書砥石は、調査区の中央、砂丘間凹地部分から検出された6号竪穴状遺構の埋土中から出土した。東西長約3.53m、南北長約3.72mの不整形の竪穴状の遺構で、床面が平坦に整形されており、断面の形状は竪穴建物のそれに良く類似しているものの、平面形態は竪穴建物のように隅丸方形ないし隅丸長方形を呈しておらず、不整形であり、また、竪穴建物に比べて小規模である。この竪穴状遺構の用途・機能は不明である。10世紀前葉から中葉頃のものと考えられている。

なお、同じ遺構からは砥石がもう1点出土しているが、文字の記載はない。

**形状と文字記載状況** 刻書砥石は、扁平な直方体状を呈しており、下端約1/2が欠損している。上端には穿孔が施されており、提砥と考えられる。長さ4.2cm、幅3.0cm、厚さ1.4cm、重さ38.03gで、石材は変質層紋岩で、熱を

受けている。

4面共に研磨に使用され、特に欠失した下端半分に近くに従って薄くなり、摩耗が甚だしい。断面は扁平な逆台形状を呈している。

報告書でも述べられているとおり(株)アーク・フィールドワークシステム2022)、出土当初は棹秤の石錘の可能性を想定したが、これまでに出土している古代の石製權衡資料の類例では、裾が広がる四角錘状(表面の平面形状が逆台形状若しくは隅丸三角形状)のものが多く、装飾が施されているような類例があるのに対して、本資料は扁平な直方体状を呈し、全体的に摩耗している点からみても、実用品としての砥石であろうと判断された。

文字は4面全てに記されている。砥石の全ての面に文字が刻書された事例は、現在までのところ、わが国出土の古代の刻書砥石の類例の中で本資料のみである。報告書では広い面を1・3面とし、「林」「秦」「身カ」の文字が記されている面を1面とし、その右側面を2面とした。1面の裏側の広い面が3面となり、その右側面が4面となる。穿孔を砥石の上端部に為されたものと考えると、4面とも倒位にて文字が記されている。文字記入の後には研磨に使用された痕跡は見出しが出来ず、群馬県高崎市日高遺跡出土事例、同黒熊中西遺跡出土事例、千葉県船橋市印内台遺跡出土事例と同様、砥石としての仕様を終えた段階で、文字が刻書されたものと考えられる。3面で見ると、下端の割れ口の部分にかかる線刻が見えるので、下半分が欠失する前に、砥石全体に刻書されていたのではないかと考えられる。

**概要** なお、本資料については、出土時に茅ヶ崎市教育委員会の依頼を受け、私が釈読を担当した(アーク・フィールドワークシステム2022)。

文字は1面には「林」「秦」「身カ」の3文字、2面には「大」「太カ」「秦」「木」「太カ」の5文字、3面には「巳」「万」「万カ」「田」「干カ」の5文字、4面には「木」「大」「秦」「太カ」の4文字がそれぞれ刻書されている。4面の「秦」の文字は長く間延びして記されている。1・2・4面に見える「秦」の文字は、一見すると「奉」の文字のように見え無くも無いが、2面に記された文字の下半分の部分の「禾」の字画が顕著があるので、「奉」の文字ではなく、「秦」の文字と判断した。

1面の「林」「秦」と2・4面の「木」「秦」はいずれも「木」の字画が共通する文字の列記であり、2・4面でも「大」「太」という字画が共通する文字が列記され、3面では「干」を「千」と仮定すれば、「万」の文字の列記と併せて、全体的に多い数量を表す文字の列記と理解することが出来る。数量が多いことを示す文字は、墨書・刻書土器に多く見られる吉祥的な意味を有する文字とも通じるが、それぞれが、字画や意味の共通性など、何らかの関連を有する文字の列記である点は、習書の特徴でもある(佐藤1993、新井2006)。

これらの文字が、砥石の全面に亘ってほぼ隈なく記されていることを勘案するならば、本資料は、砥石としての使用を終えた後に、砥石の面に金属製の鋭利な道具を用いて文字が習書されたものと考えるのが妥当であろう。

本資料も、日常業務にて文字を使用する下級官人なしや僧侶のような階層の人々が、日常的に携帯していた提砥の廃棄直前に、木簡や紙の文書に記された文字を削る為の刀子などの道具を用いて文字を習書したものと考えられるのではないだろうか。そのように仮定した場合、本遺跡の周辺には、今までの所、明確な官衙遺跡の存在が確認されてはいないものの、北側に隣接する居村B遺跡から6点に上る古代木簡が出土している点は、当該遺跡周辺において文字を使いこなす階層の人々の存在を示唆する事象として注目出来よう。

#### (6) 小結

以上、わが国で出土した古代の刻書砥石で、管見に入った5例について概観してきた。まだ、全国で僅か5例とまだまだ類例が極めて僅少な中で、あまり特徴的などころを指摘出来る訳ではない。総体的な傾向として纏めてしまうには、時期尚早と考える。

**出土地域** 5例の内、4例が関東地方からの出土事例であり、現段階においては関東地方以西からの出土事例は皆無である。

古代の刻書砥石の出土例は、現段階においては全国的にまだごく僅かであるので、現段階において、あまり坂東地域の地域性に収斂してしまうことには無理があると言えるものの、関東地方以外から出土した宮城県仙台市鍛治屋敷A遺跡から出土した類例も、古代において坂東地域と密接な関連を有していた陸奥国内の遺跡から出土した資料であり、先述したように記載内容には、坂東地域との密接な関連を示唆するような文字がいくつもある。三上喜孝氏は、宮城県仙台市鍛治屋敷A遺跡出土刻書砥石の3面に「上野」と記されていることから、古代の刻書砥石が2点出土した上野地域との関連も視野に入れておく可能性を指摘しておられる(三上2018)が、現時点において、関東地方と言う刻書砥石出土地域の特徴を考えるならば、9~10世紀に集落において墨書・刻書土器が盛行した地域であり、且つ、出土地域が極めて限定される古代文字資料である刻書紡輪の出土地域とも重なっている。今までのところ、刻書砥石の出土地域は、これら集落遺跡出土文字資料が数多く見られる地域であることは、今後、古代の刻書砥石について考える上で、重視していく必要があろう。

なお、現時点における古代の刻書砥石の出土事例5点の内の3点までもが習書と考えられる訳であるが、習書と考えられる刻書砥石が出土した遺跡3箇所は、いずれ

も文字が日常的に使用されていた官衙や寺院そのものの遺跡ではない。ただし、近隣に官衙が存在するか、あるいは近隣から相応の内容・分量の文字資料が出土し、文字を扱う人々の存在を示唆するような場所であった。また、習書とは考えにくい内容ではあるが、表1・図1-3の資料が出土した群馬県高崎市黒熊中西遺跡は、出土遺構自体は竪穴建物であるものの、まさしく寺院の遺跡である。いずれも然るべき場所から出土していると言えるのである。

**記載内容** 先述した通り、習書と考えられるものが3例、祭祀的な意味が考えられるものが2例である。

表1・図1-2群馬県高崎市日高遺跡出土事例と表1・図1-3同黒熊中西遺跡出土事例は、砥石の中央に少数の文字が記され、文字記入後には研磨に使用されていないことから、習書された砥石の類例は固より、習書木簡、習書墨書・刻書土器、習書文字瓦などの類例から見ても、習書とは考えにくいように思われる。

表1・図1-1宮城県仙台市鍛冶屋敷A遺跡出土事例のように、文字刻書後に、さらに研磨に使用されたため、文字が消えかかってしまっている資料の出土は、それまで、砥石のような石製品への刻書に依る習書は想定しにくいと考えてきた私にとっては、意外なことであったが、資料が示す状況から見るならば、当該資料は、習書として理解するより無い。古代においては、非常に稀な事例であったのかもしれないが、砥石に習書されることもあったということを常に念頭に置いて、習書の可能性を完全に否定することなく、常にその可能性を考慮した上で、検討・考察を続けていく必要がある。

なお、上述の通り、砥石に記された文字を見る限り、鉄製品の研磨という砥石の機能に則するような製鉄や鉄製品生産・鍛錬に関わる文言は皆無である。先述の通り、刻書砥石5例の内の2例を祭祀に関連して文字が記載されたものと想定したが、例えば、鉄の精錬や鉄器生産に関わる祭祀のような、祭祀の具体像を明確にすることは出来なかった。

## 2. 日本古代の刻書権衡

刻書砥石と関連する古代の文字資料としては、近年、いくつか類例が報じられるようになってきた刻書権衡がある。石製若しくは土製・陶製の権衡に刻書されたもののこと、管見の限り、現在の所、群馬県、埼玉県、富山県、福岡県、大分県の9か所の遺跡から10例が存在している(表1・図1-6~15)。

表1・図1-6~9は群馬県内出土の資料、表1・図1-10・11の2点は共に埼玉県滑川町大沼遺跡から出土した刻書石製権衡で、埼玉県からの刻書権衡の出土事例はこの2例のみである。表1-12は富山県からの出土で、関東の群馬・埼玉の2県と、九州北部の福岡・大分の2

県以外からの唯一の出土事例である。表1-13~15は九州北部からの出土事例で、福岡県内から2点、大分県内から1点出土している。

ところで、截頭立方体に近い形状を呈し、刻書権衡と良く類似した形状・法量を呈する古代の出土資料に土製・陶製・石製の印章がある。印章は、権衡で言うところの底面に文字や記号が陽刻・陰刻されているところに大きな特徴があるが、刻書権衡にも表1・図1-7・12の資料のように、底面にも文字が刻書されているものが有るので、判別が難しい部分も無いではない。

良く知られているように、日本古代の印章は、銅製のものが主流で、焼印には鉄製のものが多いのであるが、土製・陶製・石製・木製のものも存在している。特に土製・陶製・石製・木製の印章には、文書に押捺されるべきものに限らず、土器や瓦、壇などに押捺されるべきものも存在しており、印面も文字に限らず、記号様のものも少なくない。

ただ、底面の陽刻にせよ、陰刻にせよ、それらが相応の厚みを有し、印字・刻印が可能な事例のものや、前記の特徴を有し、且つ、截頭立方体状の頂部と底部との長さが長いものは権衡ではなく印章と考えた方が良い。権衡資料として集成に入れられていることが多い資料ではあるが、群馬県みなかみ町薮田遺跡出土のもの(群馬県埋文事業団1985)や富山県富山市小杉流通団地No.16遺跡出土のもの(富山県埋蔵文化財センター1984)等は、私には印章と見た方が良いように思われる所以、今回、検討の対象からは除外した。

### (1)群馬県高崎市剣崎稻荷塚遺跡出土刻書石製権衡(表1・図1-6)

表1・図1-6は群馬県の中央からやや南寄りの位置、碓氷川と烏川にはさまれた東西に細長い台地の北端に立地する縄文時代後期及び平安時代の集落遺跡を主体とする高崎市剣崎稻荷塚遺跡から出土した。同遺跡において検出された9世紀第4四半期頃のものと考えられる12号竪穴建物の埋土中から出土した長さ5.8cm、幅3.2cm、重さ75.6gの6角の棗状を呈する滑石質蛇紋岩製の権衡である。上端部中央に穿孔が為され、断面が6角形を呈する側面のうちの2面に「兌」の文字が1文字、正位で刻書されている。

文字の意味不明で、権衡に何故この文字が記されたかについても全く不明である。

### (2)群馬県高崎市熊野堂遺跡出土刻書石製権衡(表1・図1-7)

表1・図1-7は群馬県の中央からやや南寄りの位置、榛名山の東麓を南東方向に流れる井野川左岸の台地から低地にかけて立地する弥生時代中期後半から平安時代まで連続と継続する集落遺跡である高崎市熊野堂遺跡から

出土した。

同遺跡から検出された10世紀前葉頃のものと考えられる97号竪穴建物の埋土中から出土した長さ5.3cm、幅4.0cm、厚さ2.8cm、重さ82.0gのやや扁平な截頭四角錐状を呈する流紋岩製の権衡である。古代の石製出土権衡に多い形状を呈している。上端部中央には穿孔が為されている。

底面に「画」の文字が1文字記されるが、文字の意味は不明である。各面は面取りが施され、丁寧な造作である。

#### (3)群馬県前橋市二之宮宮下東遺跡出土刻書石製権衡(表1・図1-8)

表1・図1-8は群馬県の中央部、赤城南麓に広がる低台地上に立地する古墳時代後期～平安時代の集落を主体とする前橋市二之宮宮下東遺跡から出土した。同遺跡から検出された8世紀の遺物を主体として出土する包含層から出土した長さ4.5cm、幅3.6cm、厚さ1.7cm、重さ41.6gの上端部中央に穿孔が為された扁平な截頭四角錐状を呈する蛇紋岩製権衡である。本資料もまた、各面は面取りが施され、丁寧な造作である。

本例もまた、古代の出土石製権衡に良く見られる形状を呈している。文字は、広い面の片面に正位で「里鳳」の2文字が、その反対側(裏側)の広い面には同じく正位で「見」の1文字が刻書されている。本例においても記された文字の意味は不明である。

#### (4)群馬県藤岡市上栗須寺前遺跡出土刻書石製権衡(表1・図1-9)

表1・図1-9は、群馬県の南西部、藤岡扇状地端部に立地する縄文時代及び奈良・平安時代の集落を主体とする上栗須寺前遺跡から出土した。同遺跡から検出された9世紀頃のものと考えられる102号竪穴建物の埋土中から出土した長さ5.4cm、幅4.3cm、厚さ2.0cm、重さ70.0gの菱形状の平面形態を呈する滑石質蛇紋岩製の権衡である。上端部中央及びその下の2箇所に穿孔が為される。

文字は広い方の面の表裏2面に記されているが、全く判読することは出来ない。ランダムな方向に記されており、一見すると習書様の筆致ではあるが、このように狭い範囲を使って書書したとは考えにくく、また、表面の状態から、研磨に使用された痕跡は見出すことが出来ないので、元々習書が為された砥石を権衡に転用したとは考えにくいように思われる。

#### (5)埼玉県滑川町大沼遺跡出土刻書石製権衡1(表1・図1-10)

埼玉県滑川町大沼遺跡は埼玉県のほぼ中央部、外秩父山地の東側に半島状に張り出した丘陵で、北と東側は和田吉野川が流れる荒川低地に、南側は市ノ川によって画された比企丘陵の北部に立地する古墳時代前期及び奈良・平安時代の集落を主体とする遺跡である。

表1・図1-11は同遺跡から検出された8世紀中葉頃のものと考えられる、長径5.2m×短径2.8m以上×深さ0.2mの規模の2号竪穴状遺構の床面直上から出土した。長さ4.7cm、幅3.6cm、厚さ2.1cm、重さ46.8gの扁平な截頭四角錐状を呈する凝灰岩性の権衡である。上端部中央には穿孔が為され、古代の出土権衡に多い、ごく一般的な権衡の形状を呈しており、各面には面取りが施され、丁寧な造作が為されている。

広い方の面の1面にのみ、「真成」の2文字が正位で刻書されている。文字の意味は確定出来ないが、集落遺跡出土の1文字のみが記された古代の墨書・刻書土器によく見られる所謂吉祥句的な文字であり、また、人名(諱)と仮定しても矛盾はない。

#### (6)埼玉県滑川町大沼遺跡出土刻書石製権衡2(表1・図1-11)

表1・図1-11は、同じく埼玉県滑川町大沼遺跡から検出された8世紀中葉頃のものと考えられる2号竪穴建物の埋土中から出土した。表1・図1-10が出土した2号竪穴状遺構とは約7m弱しか離れていない、比較的近接した場所から検出された竪穴建物から出土した。扁平な不整直方体状を呈し、長さ5.7cm、幅3.6cm、厚さ1.6cm、重さ71.2gで、同じ遺跡から出土した表1・図1-10と同様、凝灰岩製である。上端部中央に穿孔が施されているが、底面の造作は粗く、斜めに、ほぼ切り取られたままの状態である。上面及び側面は丁寧ではないが僅かに面取り加工が施されている。報告書では、砥石が欠損した後に権衡として再利用されたものとする(埼玉県埋文事業団1993)。

なお、2001年に、田中広明・宮瀧交二両氏の御厚意により、埼玉県埋蔵文化財センターにおいて本資料を実見させていただいた。

文字は表裏及び側面1箇所の計3箇所に、非常に細い金属工具によって記されている。表面の摩滅が甚だしく、判読不可能な文字が多い。

報告書で提示された釈文のうち、「具□□[郷カ]長」の4文字が記された広い方の面を仮に1面とし、その真裏に当たる広い方の面を2面とする。

1面の、穿孔の真下に記された1文字目を報告書では「具」と釈讀しているが、実見したところ「見」と言う文字である可能性も考えらえるように思われた。報告書では「具」を動詞と見れば「～に(が)具う」と読むことが出来、「□[郷カ]長」がこの権衡の管理あるいは所収などに関与したこと示しているか、あるいは「□[郷カ]長」に(が)供献したことを示したか、としている。さらに、後者であれば願文的な意味を有して来るとも述べている。

2面には「□七日」の3文字が記されている。報告書では1文字目を判読していないが、実見すると「長」と言う文字に見えるように感じる。2面右上隅から中央上半に

かけて研磨痕が遺っており、1文字目の、判読不能とされた刻書文字の一部を上から摩滅させているかのように見受けられる。報告書では、下部が欠損した扁平な不整直方体状の砥石を、表面を磨いた上で権衡に転用していたと見ているが、表面の一部が恰も研磨されているように見受けられる点は、権衡転用に伴う整形ではなく、砥石としての研磨利用を示している可能性が高いように思われる。ただ、同様に文字が記されている1面及び側面においては、文字記入後に文字の上から研磨したような擦痕や文字の摩滅は見出すことが出来ず、そのように判断してしまうには若干の疑問点も遺らないではない。しかしながら、文字記入後にも研磨が為されていたというの判断が正しければ、文字刻書は権衡に転用される前の、砥石として使用されていた段階に行われ、文字が記された後も研磨に使用されていたことになる。文字記入後も、なお砥石として研磨が行われていたとすれば、刻書砥石の事例である表1・図1-1の宮城県仙台市鍛冶屋敷A遺跡出土の刻書砥石と同様の事例となり、文字は習書されたものと考えるのが妥当であろう。

報告書では「□七日」の「七日」の文字の記載が明らかに日付と見られることから願文の一部であるとの見方が提示されている(埼玉県埋文事業団1993)。

片側側面には2文字が記され「□[郷カ]長」と記されている。もう片側の側面には文字の記入は無い。

本資料において、1・2面に「郷長」かと判読できる文字が記されている点は、「郷長」の文字が記された墨書き土器の類例や、「物部郷長」の文字が側面に縦書きで刻書された群馬県高崎市矢田遺跡出土の石製紡輪などの出土文字資料等と関連付けて考えるならば、郷長の立場に在る村落首長が主宰する何らかの祭祀の場における使用という点を想定することが出来るのではないだろうか。そのように考えて良いとするならば、本遺跡の発掘調査報告書において提示されている「願文的な」内容を見る考え方を、より整合的且つ説得力を持って肯定することが可能なように思われる。

#### (7)富山県富山市上新保遺跡出土刻書権衡(表1・図1-12)

富山県富山市上新保遺跡は、富山平野の一角に所在し、常願寺川と神通川に挟まれた複合扇状地上の末端付近に立地している奈良・平安時代の集落を主体とする遺跡である(山武考古学研究所編2000)。調査地付近の標高は36m前後であるが、周辺の現地形は概ね低平であり、丘陵・台地等の起伏は見みられないものの、凡そ北西方向に向って緩傾斜している。また周辺部での追跡調査では埋没した自然河道跡が見つかることが多く、かつては扇状地末端付近から氾濫原にかけて多数の自然河道が発達し、これらの河道に挟まれた微高地上に多くの追跡が営まれていたものと考えられる。

表1・図1-12はII区において検出された9世紀前葉頃のものと考えられるSI92B竪穴建物から出土した。石製で、截頭四角錐状を呈しており、長さ4.8cm、幅及び厚さは2.9~3.6cm前後で、下端部が欠損し、摩耗している。なお、石材は明らかにされていない。

文字は底面に2文字ないし3文字分が刻書されているものの、判読は全く不能で、文字記載の意味、目的等も不明である。

#### (8)福岡県大野城市仲島遺跡出土刻書権衡(表1・図1-13)

福岡県大野城市仲島遺跡は、福岡県の北部、福岡平野の東辺を南北に貫流する御笠川の中流域左岸に広がる標高12m前後の低丘陵上に立地する弥生時代~奈良・平安時代の集落を主体とする遺跡である。表1・図1-13は8世紀中葉~後半頃のものと考えられる井籠組の井戸(1辺1.8~2m、深さ1.3m)の埋土中から出土した。長さ4.15cm、幅2.25cm、厚さ2.0cm、重さ21.3gの截頭四角錐状を呈する黒色の石製の権衡である。全体は良く磨かれている。なお、同じ遺構からはもう1点、石製権衡が出土しているが、文字の記載はなく、形状も本資料とは異なっている。

表1・図1-12は側面及び底面の全面、計5面に文字が刻書されている。側面各面を1~4面と仮称すると、1面には倒位で記された「甲」の文字とも正位で記された「由」の文字とも読めなくはない。但し、報告書でも指摘されているように(大野城市教委1986)、正位の「由」と見た場合には2画目が連続せず不自然であるのに対し、倒位の「甲」と見た場合には2画目が連続しており、自然である。

2面は正位で「甲」と刻書されている。縦画が長いので、倒位の「由」の文字とは考えにくい。また、倒位と正位の違いはあるものの1面と同じ文字が記されていると見る点にも整合性が感じられる。

3面は倒位で3文字が記されているように見受けられる。底面側から「十」「六」の2文字は読めるが、3文字目は「焉」のような字画のように見受けられるが、判読不能である。或いは「馬」の文字である可能性も存在するのではないかだろうか。報告書では「十」「六」という別個の文字ではなく、1文字の字画と見る案も提示されているが、字画の大きさから見れば、当然、その可能性が高いように思われる。

4面は「為」の文字が倒位で記されている。

底面には文字の字画とは考えにくい線刻が縦横に見られ、文字の字画と考えられるものも刻書されてはいるものの、判読は全く不能である。

記載された文字の意味は不明である。

#### (9)福岡県朝倉市柿原野田遺跡出土刻書権衡(表1・図1-14)

福岡県朝倉柿原野田遺跡は、福岡県の中央部、佐田川中流域の右岸、安見ヶ城山山裾部の一丘陵から南方向に派生する舌状台地上に立地する古墳群及び縄文時代及び奈良・平安時代の集落を主体とする遺跡である。表1・図1-13は同遺跡D地区から検出された3号掘立柱建物周辺ピット群のうちの一基の埋土中から出土した。瓦を転用しており、裏面の一部には布目痕が残っている。長さ5.4cm、幅4.4cm、厚さ2.0cm、重さ86gの扁平な直方体状を呈しており、稜線はすべて丁寧に面取り加工が施されている。

文字は広い方の面の1面のみに記されている。中央部に「上」の1文字が刻書されている。報告書では印のように使用されたことを想定しているが(柿原野田遺跡調査団1976)、古代の権衡の他の類例や、土製印の類例から見ても、その可能性は低いと考えられる。

記された文字の意味は不明である。

#### (10) 大分県日田市上野第1遺跡出土刻書権衡(表1・図1-15)

大分県日田市高瀬遺跡群上野第1遺跡は、大分県北部の西端、福岡県との県境に近い位置に在り、三隈川南岸の中位段丘面に立地する奈良時代の集落を中心とする遺跡である。表1・図1-15は、8世紀第2四半期前半頃のものと考えられる12号掘立柱建物の南西隅柱穴(柱穴8)の掘方埋土中から出土した。報告書に拠れば、同掘立柱建物の建築時、柱固定の際に混入したものと言うことで、遺物の時期としては8世紀第1四半期後半～8世紀第2四半期前半が考えられるということである(大分県教委2001)。

表1・図1-15は長さ3.6cm、下辺幅2.4cm、上辺幅1.3cm、厚さ最大2.1cmの截頭四角錐状を呈しているが、背面上部を欠失している。石材は頁岩である。重さは約29gであるが、先述の通り、一部が欠損しているため、権衡本来の重さではない。頂部中央から刻書された面を表面と見て、その裏側に当たる背面の中央にかけて穿孔が施されている。全面は良く研磨されている。

文字の記載は1面のみで、倒位で「豊馬」の文字が左右に並んで記されている。報告書では「典馬」など、別の文字である可能性も指摘されているが、「豊馬」という読み方で良いように思う。

1文字のみが記される墨書・刻書土器に見られるような、所謂吉祥句的な文字であるが、埼玉県滑川町大沼遺跡出土の表1・図1-10のように、人名(諱)の記載である可能性も考えられる。

報告書では、出土地点は高床の倉庫群が建ち並ぶ倉庫地区であり、出土した掘立柱建物はそれらの管理施設と想定し、権衡は倉庫の保管品の計量に使用された秤に使用されたものと見ている。

#### (11) 小結

以上、わが国で出土した古代の刻書権衡で、管見に入った10例について概観してきた。古代の刻書砥石と同様の僅少さであり、まだ、全国で僅か10例とまだ類例が極めて僅少な中で、あまり特徴的なところを指摘出来る訳ではない。古代の刻書砥石と同様、総体的な傾向として纏めてしまうには、時期尚早と考える。

ただ、表1・図1-11のように刻書砥石を権衡に転用し、権衡に記された文字は、砥石としての使用の際に記された可能性も併せて考えられる資料も存在している。文字が記されていない一般的な古代の石製権衡においても、砥石から転用されたものもあるいは、その逆に、権衡を砥石に転用したものがあり、堤砥と石製権衡とは形態的に類似しており、両者は密接な関連を有している。文字が記された砥石・石製権衡であっても、両者は関連付けて論じる必要があろう。

**出土地域** 10例の内、6例が関東地方からの出土事例であり、1例が富山県、3例が九州北部からの出土事例と、現段階においては、富山県以外の関東と九州との間の地域や、東北地方、九州南部地域からの出土事例は皆無である。古代の刻書権衡の出土例は、現段階においては全国的にごく僅かであるので、現段階において、地域的な傾向を指摘するには無理がある。

関東地方から6例が出土していると言っても、まだ、群馬県からの4例と埼玉県からの2例のみに過ぎず、それ以外の都県からの出土事例が現在までのところない訳であり、出土地域が関東地方の群馬・埼玉2県から、富山県からの唯一の出土事例を挟んで、九州北部に飛ぶ点も奇異と言えば奇異ではある。

現時点において、古代の刻書権衡の出土事例が、関東地方では群馬県と埼玉県のみに限られ、それ以外の出土事例は富山県と九州北部の福岡県と大分県に限られている点のみを見るならば、出土地域が極めて限定される古代文字資料である刻書紡輪の出土地域とも概ね重なっている。但し、刻書紡輪では、現在の所、群馬・埼玉両県において各六十数点ずつという多数の出土例が有るのに対し、他の関東甲各都県では10点以下で、関東甲地域に隣接する長野・新潟・静岡・福島各県における出土例は皆無、刻書権衡が1点出土している富山県からの出土の皆無であり、他に岩手県奥州市から1点出土しており、九州北部からの出土例は、現時点においては佐賀県1点、長崎県1点の事例が有るに過ぎないので(高島2019・2022)、同列に論じるべきではないのかも知れない。しかしながら、刻書権衡では僅か数点ずつであるとは言え、刻書紡輪の出土地域とほぼ重なっている点は、権衡に文字を刻書する行為が、石製紡輪に文字を刻書する行為と何らかの関連を有するか、あるいは影響下に在った可能性を完全には否定することが出来ず、今後も注意を払っておく必要があろう。

なお、宮都は勿論のこと、官衙・寺院と言った古代における文字文化の中心であった場所からは、現在までの所、1点の出土事例はなく、現時点においては、全てが集落遺跡からの出土である点は、特徴として挙げられる。

**記載内容** 権衡への文字記入も各資料でまちまちであり、1面のみに文字が記載されるものから複数の面に文字が記載されるもの、更には底面を含む各面に亘って文字が記載されるものまであり、一定ではない。

また、1面に1文字のみが記載されるものから、1面に複数文字が記載されるものがあり、複数面に亘って1文字ないし数文字が記されている例があるなど、ランダムで、特徴的なところを見出すことが出来ない。

集落遺跡出土の古代文字資料として最も普遍的な遺物である墨書・刻書土器では、1文字のみが記される事例が圧倒的に多いのであるが、刻書権衡においては、そのような傾向は、必ずしも当てはまらないようである。

先述したように、古代の刻書権衡の出土事例は、現時点において、集落遺跡からの出土事例にのみ限られている。

また、古代の権衡の出土事例の中でも、文字が記されたものは、古代の土器全体における文字の墨書・刻書されたものの比率よりも更に少量であると考えられる。日常的な食器である土器に比べれば、少なくとも厳格な保管・管理が為されていたであろうと想像される権衡において(吉村1995、大隅1996、福田1996、望月2003等)、現時点において、文字が記されたものが僅少である点は、宮都・官衙・寺院などからの出土事例が無いことを勘案すれば、文字の記載が、それら権衡の保管や管理に関わるものではなかったことを示していると言って良いのではないだろうか。宮都以外の地域からの古代権衡の出土事例は、概ね1遺跡から1点ないし数点程度の出土に留まっており、集落遺跡からの出土事例が多いので、多量の権衡が保管・管理されていた場所とは考えにくいこと、その逆で、多量の権衡が保管・管理されていたであろう宮都や官衙からの刻書権衡の出土事例が、現時点において皆無であることからも、その点を裏付けることが出来る。

なお、表1・図1-11の埼玉県滑川町大沼遺跡出土資料は、権衡に再加工される前の、砥石としての使用段階において習書された可能性も一方において考えられるので、記載内容については、他の刻書権衡の事例とは同一次元において論じ難いように思われる。そうなると、基本的には、刻書権衡において、明らかに習書として文字が記されたものは、現時点においては無いということになる。この点に関しては、権衡は砥石と比べてサイズが小さいものが殆どであり、文字記載可能な部分が格段に狭小であることや、砥石が、筆記用具とセットで刀子と共に常に文字記入の場に存在したのに比して、権衡は、

必ずしも筆記の場に存在したとは限らないものであることも、権衡への習書を想定しにくい理由の一つとなるであろう。

### おわりに

それぞれの文字資料が、どのような場所において、いかなる用途・機能有し、いかなる目的によって使用されたのか、あるいは、それぞれの文字資料が有機的に関連したのか否かという点など、まだまだ明確にはし難い部分も多い。

刻書砥石については、現在までのところ、古代の集落遺跡出土文字資料が数多く見られる関東地方の中でも群馬、千葉、神奈川の各県からの出土と、宮城県からの出土に事例に限られている。また、刻書権衡については、現時点においては、関東地方の群馬・埼玉2県と富山県、九州北部の福岡・大分2県に限られており、古代の刻書紡輪の出土地域とかなり近似している。いずれにしても現時点においては関東地方中心と言えるが、関東地方以外の地域において刻書砥石ないし刻書権衡が出土しているのは、富山県を除けば防人や兵士の派遣、俘囚の移配など、いずれも古代の坂東地域と密接な関係を有していた地域からの出土である。

まだまだ類例が少ない資料であるが、関東地方の集落遺跡において顕著な墨書・刻書土器などの文字資料、群馬・埼玉両県から集中的に出土し、他には関東3都県と佐賀・長崎両県からそれぞれ1~10点程度が出土している刻書紡輪等の影響が考えられるとするのが私の現時点における見解である。

現時点における古代の刻書砥石の出土事例は、5点の内の3点が習書であることがほぼ確実な事例であった。砥石は、刀筆が存在する場には必ず常備され、筆記具に極めて近いアイテムの一つであったことから見れば、紙は勿論のこと、木片や土器片のように習書の対象となることを想定することは然程に困難ではない。刻書砥石に習書が多い点は、この点からも容易に説明することが可能である。とは言うものの、紙、木片、土器片には筆墨を使用して習書されたものが殆どであるが、砥石に筆墨を使用して文字が習書された事例はなく、いずれも刀子等の鋭利な金属製の工具を使用して文字が書き込まれている。その気になれば、砥石に墨書することも然程の困難とは考え難いが、金属製品の研磨に使用され、面が摩耗していたり、凹凸が有ったり擦痕が遺ったりしている砥石面には、墨書よりも刻書する方が文字は記入し易かったのであろう。それにしても、紙、木簡、土器などに筆墨を使用して文字を書く行為とは異なる方法で文字が記されている訳であり、また、紙は勿論のこと木片や土器片に比べても文字を書くスペースが狭小であり、果たして、紙や木片、土器片などに筆墨を使用して習書す

る行為の延長のように行われたのか、或いは、何故にそこまでして砥石に習書する必要が有ったのかという素朴な疑問も遺らないではない。

表1・図1-2群馬県高崎市日高遺跡出土の刻書砥石は、文字は1面に僅か2文字しか記されず、しかもそのうちの1文字が祭祀記号と考えられることから、祭祀に関わるものと判断したが、不明な点が多い。また、表1・図1-3群馬県高崎市黒熊中西遺跡出土の刻書砥石は、現時点において判読可能なのは「元慶四年二」という年月日が記されていた部分の5文字のみである。砥石の中央上端から下に向かって一直線上に刻書され、他の文字が全く見られないことから、単なる習書で年月日を記したものとは考えにくいため、祭祀に関わるものと判断し、年月日の記載は、祭祀を執り行った日付と考えた。しかしながら、率直に言って、この2例については、文字記入の目的については不明な部分が多く、祭祀関連と判断して良いか否かという点について、明確ではない部分もある。

仮に、これら2点の刻書砥石を、砥石としての使用を終えた後に、文字を記入して何らかの祭祀に用いたと仮定しても、その目的や用途については明らかにし難い。先述した通り、製鉄或いは鉄製品生産に関わる祭祀であることを示唆するような文言も皆無であり、仮に祭祀に関連しての文字記載であったとしても、砥石本来の用途・機能とは全く関連しない祭祀であった可能性も含めて、幅広く想定しておくべきであろう。

一方、刻書権衡は、関東地方から6例が出土していると言っても、まだ、群馬県からの4例と埼玉県からの2例のみに過ぎず、それ以外の関東1都4県からの出土事例は、現時点において皆無である。また、出土地域が、現時点においては、関東2県から、富山県を挟んで九州北部2県に限られている点も奇異と言えば奇異である。この点については、当然のことながら、申すまでもなく、私が多くの資料を見落としている可能性が高いのであるが、その一方で、まだ、それと認識されていない資料も数多く存在しているように思われる。

先述したように、全国から出土した古代の権衡の数に比して、刻書権衡はごくごく少数であることや、宮都・官衙・寺院の遺跡からの出土事例もないことから、権衡の所有・保管・管理に伴う文字とは考えにくい。また、権衡の重量や計量に関わる文字が記されている訳でもない<sup>(7)</sup>。

刻書権衡には、例えば表1・図1-10・15のように、人名の諱とも解釈で可能なような文言が記されたものが存在する。所謂吉祥句的な文字でもあり、人名と断定することは出来ないが、権衡の所有や使用に関わる文字とは考え難い点から見るならば、呪符・護符のような使われ方が存在した可能性も想定出来るのではないだろう

か。刻書砥石の内、祭祀的な用途で文字が記されたと考えられる表1・図1-1・2の事例にしても、また、刻書権衡の事例にても、携行可能な大きさであり、そのような想定も成り立ち得る可能性を考慮しておく必要があるように思われる。

刻書砥石、刻書権衡は、用途や機能、文字記載の意味、目的などを含んで、まだまだ解明されない点が多い古代文字資料ではあるが、古代の文字資料は絶対的に僅少であることを鑑みるならば、不明な点が多いとは言え、1次的な古代文字資料であり、断片的な文字資料とは言え、古代社会における文字使用の在り方を解明する上で、何らかの手がかりを与えてくれる可能性を有している。記された文字内容や、文字記入の意味、目的が良く解らない部分が多いとは言え、このような資料にも丹念に目配りし、日本古代の文字資料総体の中に位置づけていくことは、古代史研究上、相応の意義が存在するものと考える。

誠に雑駁な内容に終始したが、小稿が、例えささやかであったとしても、刻書砥石、刻書権衡認識の契機となり、各地における刻書砥石、刻書権衡の確認や再発見に資するところがあるならば、筆者としてこれに勝る喜びはない。

なお、本稿を纏めるに当たって、史料に拠る日本古代の権衡制度全般については大隅亜希子氏(山梨大学)に、宮城県仙台市鍛冶屋敷A遺跡出土の刻書砥石については長嶋榮一氏(仙台市教育委員会)並びに三上喜孝氏(国立歴史民俗博物館)に、群馬県内出土の刻書権衡については同僚の神谷佳明氏並びに黒熊中西遺跡の調査・整理担当者である同僚の山口逸弘氏に、千葉県船橋市印内台遺跡出土刻書砥石については平川南氏(当時: 国立歴史民俗博物館、現・国立歴史民俗博物館名誉教授)に、神奈川県茅ヶ崎市前ノ田遺跡出土刻書砥石については大村浩司氏(茅ヶ崎市教育委員会)・加藤大二郎氏(同)・荒井秀規氏(藤沢市郷土歴史課)・田尾誠敏氏(東海大学)並びに調査・整理担当の渡辺務氏(株)アーク・フィールドワークシステム)に、また、埼玉県滑川町大沼遺跡出土の刻書権衡については田中広明氏(埼玉県埋蔵文化財調査事業団)並びに宮瀧交二氏(当時: 埼玉県立さいたま文学館、現: 大東文化大学)に、富山県出土の刻書権衡については堀沢祐一氏(富山市埋蔵文化財センター)に、福岡県内出土の刻書権衡については酒井芳司氏(九州歴史資料館)並びに松川博一氏(同)に、大分県日田市上野第1遺跡出土の刻書権衡については調査・整理担当の田中裕介氏(当時: 大分県教育委員会、現: 別府大学)に、それぞれ貴重な御教示並びに情報提供を賜った。記して深甚なる謝意を表する次第である。

## 注

- (1)小野正敏・佐藤信・館野和己・田辺征夫編『歴史考古学大辞典』 吉川弘文館、2007、pp.463～464、「刻書」(高島英之執筆)。
- (2)注1に同じ。
- (3)二年五月丙午甲寅、置二(中略)上毛野国緑野屯倉、駿河国稚賛屯倉一。
- (4)『続日本紀』和銅4年3月辛亥(6日)条。  
和銅四年三月辛亥(6日)、(中略)割二上野国甘樂  
郡織糞、韓級、矢田、大家、緑野郡武美、片岡郡山等六郷、  
別置二多胡郡一。
- 『多胡碑』碑文  
弁官符、上野国片岡郡、緑野郡、甘楽郡并三郡内三百戸郡成給  
羊、成多胡郡、和銅四年三月九日甲寅宣、左中弁正五位下多治  
比真人、太政官二品穂積親王、左大臣正二位石上尊、右大臣正  
二位藤原尊。
- (5)この点について、報告書(群馬県埋文調査事業団1994)では、堅穴建物群とそれらからの出土遺物が示す様相には寺院と直接結び付く要素が希薄であり、堅穴建物群の居住者達は、寺院に仕えるなどの特殊な集団とは捉えられないとしている。確かに、堅穴建物の規模や構造、出土遺物等を見る限り、工房や作業場的な要素や、仏教関係の遺物が特に顕著と言う訳ではなく。ごく一般的な集落遺跡とは異なるような際立った特色があるという訳ではない。しかしながら、そのような点は、例えば各地の国分寺などの大寺に隣接する集落遺跡に関してても、ほぼ同様に指摘出来ることであり、集落と寺院との密接な関連を否定する材料とは成り得ない。
- (6)『日本靈異記』には13例の山寺がみえる。
- (7)計量器であるコップ型須恵器の底部に容量が墨書きされた事例が、平城宮・京跡から出土している。

## 引用・参考文献

- (株)アーク・フィールドシステム編 2022 『神奈川県茅ヶ崎市前ノ田遺跡第5次発掘調査報告書』
- 新井重行 2006 「習書・落書の世界」、平川南・沖森卓也・栄原永遠男・山中章編『文字と古代日本5 文字表現の獲得』、吉川弘文館、pp.217～232
- 有富由紀子 1991 「『靈異記』にみえる『寺』の存在形態」、平野邦雄編『日本靈異記の原像』、角川書店、pp.91～124
- 井上尚明 1994 「コップ形須恵器の考察—奈良時代の計量器について—」、『考古学雑誌』79-4、pp.67～86
- 大野城市教育委員会編 1986 『仲島遺跡V』
- 大分県教育委員会編 2001 『日田市高瀬遺跡群の調査3 上野第1遺跡』
- 大隅亜希子 1996 「律令制下の權衡普及の実態—海産物の貢納単位を中心にして—」、『史論』49、pp.22～44
- 柿原野田遺跡調査団編 1976 『柿原野田遺跡』
- 神奈川地域研究会編 1989 『居村放生木簡シンポジウムの記録』
- 上野川勝 2018 『古代中世山寺の考古学』、岩田書院
- 神谷佳明・笛澤泰史 2008 「出土度量衡遺物について」、『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』28、pp.41～62
- 『群馬県埋蔵文化財調査事業団編 1985 『薮田遺跡』
- 『群馬県埋蔵文化財調査事業団編 1994 『二之宮宮下東遺跡』
- 『群馬県埋蔵文化財調査事業団編 1997 『熊野堂遺跡(2)』
- 『群馬県埋蔵文化財調査事業団編 1992 『黒熊中西遺跡(1)』
- 『群馬県埋蔵文化財調査事業団編 1994 『黒熊中西遺跡(2)』
- 『埼玉県埋蔵文化財調査事業団編 1993 『滑川町大沼遺跡』
- 佐藤信 1993 「習書と戲画」、『月刊文化財』363、第一法規出版、pp.26～29
- 佐藤信 1997 「習書と落書」、『日本古代の宮都と木簡』、吉川弘文館、pp.429～465、初出1988
- 山武考古学研究所編 2000 『上新保遺跡発掘調査報告』
- 篠原俊次 1991 「日本古代の樹」、京都文化博物館編『平安京右京五条二坊九町十六町』、pp.75～107
- 仙台市教育委員会編 2018 『鍛冶屋敷A遺跡・富沢館跡・川前遺跡ほか』
- 高崎市教育委員会編 1982 『日高遺跡(IV)』
- 高崎市遺跡調査会編 1998 『剣崎稻荷塚遺跡』
- 高島英之 2000 「刻書砥石」、同『古代出土文字資料の研究』、東京堂出版、pp.347～370、初出1996
- 高島英之 2006 「古代の墨書き・刻書紡錘車」、同『古代東国地域史と出土文字資料』、東京堂出版、pp.212～259、初出2001
- 高島英之 2012 「群馬県高崎市吉井町神保出土の刻書紡錘車について」、同『出土文字資料と古代の東国』、同成社、pp.237～255、初出2004
- 高島英之 2014 「紀年銘刻書紡錘車の基礎的研究」、吉村武彦編『日本古代の国家と王権・社会』、塙書房、pp.473～494
- 高島英之 2019 「東北及び九州出土古代刻書紡輪の歴史的意義について」、『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』37、pp.71～90
- 茅ヶ崎市教育委員会編 2014 『居村木簡が語る古代の茅ヶ崎』
- 時枝務編 2012 『季刊考古学121 山寺の考古学』、雄山閣
- 富山県埋蔵文化財センター編 1984 『富山県小杉町・大門町小杉流通業務団地内遺跡第6次緊急発掘調査概要』
- 中井公 1992 「平城京から出土した『はかりのおもり』をめぐって」、『同志社大学考古学シリーズV 考古学と生活文化』、pp.337～349
- 奈良文化財研究所編 1991 『平城宮発掘調査出土木簡概報』24
- 船橋市遺跡調査会編 1996 『印内台遺跡第17次調査報告書』、
- 福田聖 1993 「刻書錐について」、『埼玉県埋蔵文化財調査事業団編』滑川町大沼遺跡、pp.162～164。
- 福田聖 1996 「関東地方出土の古代權衡資料」、『埼玉県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』13、pp.171～190
- 平川南 2017 「船橋市印内台遺跡群出土文字資料」、船橋市遺跡調査会編『千葉県船橋市印内台遺跡群第11次』、pp.70～78
- 三上喜孝 2018 「仙台市・鍛冶屋敷A遺跡出土刻書砥石」、仙台市教育委員会編『鍛冶屋敷A遺跡・富沢館跡・川前遺跡ほか第2分冊』、pp.220～224
- 宮本佐知子 1994 「国内出土の權衡資料」、『大阪市文化財協会編』大阪文化財論集、pp.261～289
- 宮本佐知子 2000 「日本古代のおもり」、島根県立八雲立つ風土記の丘編『八雲立つ風土記の丘』No.99、pp.2～6
- 望月精司 2003 「古代權状錐に関する一考察—北陸出土權衡資料の検討を中心として」、『北陸古代土器研究第10号 北陸の古代と土器』、pp.37～56
- 吉村靖徳 1995 「權衡に関する一考察」、『九州歴史資料館研究論集』20、pp.1～25